

# 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の 被災地等の医療機関の皆様へ（第 8 報）

## 出産育児一時金等の直接支払制度による請求方法について

### 1 出産に関する記録等を滅失、汚損又は棄損した医療機関

3月1日から11日までの間に退院した妊産婦の出産（直接支払制度を利用したものに限り。）に関する出産育児一時金等について、概算による請求が行えます。

概算請求を行う場合は、[出産育児一時金等に係る概算請求届出書](#)を各支払機関（国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。）に提出します。

### 2 概算請求届出書の提出期限

4月20日（水）までです。

詳しくは、最寄りの支払基金支部または支払基金本部事業統括部に照会願います。

【参考】[\[平成 23 年 4 月 15 日付け事務連絡\]「東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による概算請求の取扱いについて」](#)（厚生労働省保険局総務課）

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03 - 3591 - 7441 （内線 333 334 335）

メール jt01@ssk.or.jp